

# 公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成24年1月31日

全国健康保険協会長野支部

支部長 上原 明

## 1 企画競争に付する事項

平成24年度ラジオ広報事業に係る業務委託

## 2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)全国健康保険協会会計規程細則第25条及び26条の規定に該当しないこと。

(2)平成22・23・24年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」(広告・宣伝)において関東・甲信越地域の競争参加資格を有すること。

## 3 契約候補者の選定

『平成24年度情報提供等事業「ラジオ広報事業」企画募集要領』に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者一者を選定します。

## 4 企画募集要領を交付する日時及び場所

(1)日時 平成24年1月31日(火)～平成24年2月9日(木)  
(平日の8時30分～17時15分まで)

(2)場所 全国健康保険協会長野支部

長野市南長野西後町1597-1 長野朝日八十二ビル8階

## 5 応募書類等の提出期限

(1)提出期限 平成24年2月10日(金)12時00分

(2)提出先 上記4(2)に同じ

(3)提出方法 平成22・23・24年度資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しと併せて直接持参下さい。

## 6 企画提案会の開催

有効な企画書等を提出された業者の中から、企画内容等の説明を求めるために実施します。なお、書面による事前審査により参加者を決定することがあります。

(1)日時 別途連絡します。

## 7 企画書の無効

本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は無効とします。

## 8 契約の延期

全国健康保険協会の予算は厚生労働大臣の認可を受けることとされているため、厚生労働大臣の認可を受けられない場合にあっては契約できない事があり得ます。

## 9 契約書作成の要否 要します。

## 10 詳細は、情報提供等事業「ラジオ広報事業」企画募集要領によります。

以上

【参考】

全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 25 条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被補佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。

（競争に参加させないことができる者）

第 26 条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
  - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。